

学校いじめ防止基本方針

柏市立柏第七小学校

平成 26 年 3 月 1 日策定

令和 2 年 4 月 9 日一部改訂

令和 3 年 5 月 10 日一部改訂

令和 5 年 7 月 21 日一部改訂

令和 6 年 5 月 1 日一部改訂

令和 7 年 6 月 9 日一部改訂

1. 定義・基本理念

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と「一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本理念

この基本方針は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」第 13 条（学校基本方針の策定）に基づいて策定するものである。

学校においては、この法の有無に関わらず、児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今まで行われてきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。

すなわち、学校においては、いじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、早期発見と早期対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。

また、法の第 9 条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

※第 9 条 保護者は、子の教育について第一義務的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2. 組織

(1) 生徒指導部会

毎月の部会には、管理職及び生徒指導主任、各学年の代表者が参集し、各学年の気になる児童やいじめの状況についての情報交換を行う。（特に注意すべき児童や案件については、職員会議にて教職員全体で共通理解を図る。）

年間計画、なかよしアンケート等の見直しや提案をする。

(2) 特別支援教育推進委員会

特別支援教育コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を元に、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

(3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ基本方針」を元に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

(4) いじめ防止対策会議

重大ないじめの状況が確認された（又は認知された）際、臨時的に設置される。

解決までの中核的な役割を担う。構成メンバーは、管理職、生徒指導主任、該当学年主任担任、養護教諭、教育相談及び関係職員等とする。

(5) 組織図

別紙1のとおり

3. 未然防止

(1) 学級経営

小学生の一日の生活の場は、ほとんどが教室であり、学級担任の言動が、教室の雰囲気や子供同士の関わり方に大きく影響を及ぼすものであることを強く認識する必要がある。その上で、次のことを基本として日々の指導に役立てるものとする。

①児童理解

学級には様々な生き立ち、家庭環境、個性を持った児童がいる。そのすべての児童の心持ちを理解する必要がある。その上で、児童個々の人格の完成をめざし、児童個々に応じた、日々の言葉かけや指導の方法を考えなければならない。一筋縄ではいかない児童もいるが、そのような児童こそ、深い理解と特別な支援が必要となる。クラス全員を導いていくことがいじめのない有意義なクラスつくりの基本となる。（→面談・聞き取りによる児童理解と愛情深い言葉かけ）

②居場所つくりと自己有用感

自分の存在価値を認められており、充実した生活を送れる児童は、学校でのストレスが低くなり、向上心をもって物事に取り組めるものである。そのためには、児童個々の特性を理解している担任の言葉かけや助言が、良い方向へ導く効果的な方法となる。（→係活動等の諸活動、委員会活動への参加助言。効果的な場面をとらえての褒め言葉）

③学級集団

児童が満足し、充実感を得られるような学級集団を目指す。話を十分に聞き入れ児童理解を深めること。規範意識を醸成すること。また、いじめをしない、させない、傍観しないという、正しいことが正しいと認められる集団を目指す。

④組織対応

学年職員の共通理解と協力体制が不可欠である。教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれの良さを生かし、学年の職員全員が学年児童全員を導いていくという考え方が必要である。日頃から何でも相談できる風通しのよい職員集団を目指す。

さらに委員会、学団、全校体制で児童に関わっていくという考えを持つ。(→学年主任を中心とした全職員での指導。良い情報も伝え合い児童を褒める。)

⑤生徒指導目標の明確化

教育は人格の完成を目指して行われるものである。少なくとも義務教育修了年限までは視野に入れ、今何をすべきかを明確にしておくべきである。学年が上がり自我が目覚めてくるに従い指導が難しくなる。それを見越して、手抜かりのない、きちんとした指導をしていく必要がある。(→低学年：基本的な生活習慣を身に付けさせる指導を行う。中学年：周囲に目を向け、集団の中で自分が何をなすべきかを考え実行させる。高学年：児童個々の考えを尊重し理解しながら、どうすべきかを考えさせる等が一例である。)

⑥SOS の出し方に関する教育の充実

いじめをはじめとする悩みを抱えた時に、「現在起きている危機的状況、又は今後起り得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようすること」を目的とする。

⑦人権教育の充実

・外国にルーツのある児童への対応

言語や文化の差異から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

・家庭環境等に特別な事情がある児童の対応

虐待や貧困等、特別な事情を抱えている児童については、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでおり、そのことがきっかけでいじめの加害者にも被害者にもなりえる。日常の児童の変化を観察するとともに、SSW等を活用し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応する。

・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒への理解と対応

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、SC等を活用しながら、児童生徒の心情等に配慮した対応を行う。

・宗教との関わりに起因する問題を背景とした児童への理解と対応

宗教に関するのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童の早期発見、支援に努める。また、心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、SCやSSWと共にチーム学校として、教育相談に取り組み、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う。

⑧情報モラル教育の充実

児童が「情報を適切に活用し表現する能力」を育成するために、発達段階に応じて系統的にネットリテラシーを身につけるカリキュラムを提示する。また、指導課のIT支援アドバイザーが情報活用の実践力と情報モラルを育成することを目的に、5・6年生を対象に情報モラル教育を行う。

スマートフォンを子どもに持たせることはネット型非行に巻き込まれる可能性があることを保護者会等、様々な場面で保護者や地域に周知していく。

(2) 道徳

規範意識、友情、生命尊重等について、ダイレクトに考えさせることができる貴重な指導の場である。年間35時間の授業を行うことは当然であるが、学校生活全体を通じて、タイムリーな事案にそって考えさせ指導することで道徳的実践力がさらに高まっていく。

(3) 教科指導

児童生徒の問題行動や不登校の背景は複合的であるが、学業の不振もその要素として大きな比重を占めている。教科の指導を通して、自己実現を図るために自己指導能力の育成を目指した生徒指導を推進する必要がある。

- ① 教科の指導においては、生徒指導の実践上の視点である、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した授業づくりを行う。※授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場であること、また、教科の目標等は、学校教育全体の目標を踏まえたものになっており、生徒指導の目的と重なり合うものがあることを踏まえ推進すること。
- ② 授業規律を確立するとともに、児童生徒の特性や場面に応じたコミュニケーションスキルの向上に努める。

4. 早期発見

(1) 教育相談週間

毎学期実施している教育相談は全員実施するようとする。希望があれば担任以外の教員との相談も可能とする。特に話がない、という児童について、短時間であっても実施することにより「大切にされている」との思いを持たせることに繋がる。時には、思いがけず、児童理解が深まるものである。いじめ相談は、気軽に、勇気をもってするよう日頃から伝えておく。

教育相談だより等により、スクールカウンセラー活動日等を保護者に周知する。

(2) なかよしアンケート

毎学期実施しているアンケートにより、いじめの状況を把握する。いじめか否かの判断は、冷静に行う。いじめられていないとの回答に安心せず、担任サイドでの判断も時には必要である。

(3) 日常観察と情報提供・情報収集

児童と一番長い時間接しているのは担任である。学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化には迅速な対応ができるよう心がける。また、一人の児童を全職員で見ていくことを共通理解し、情報提供・情報収集に努める。

(4) STAND BY アプリの活用

5・6年生の児童を対象に、児童の持っているスマートフォンや一人一台端末から児童生徒課や専門機関に直接いじめ等の報告・相談できるアプリを活用し、児童のいじめ早期発見・早期対応、抑止力に努める。

5. 早期対応

(1) 報告

いじめの情報が入った時には、一人で抱え込みます、学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさず行う。第一報以後も適宜途中経過の報告をする。いじめが暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する行為の場合、警察等関係機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては、柏市教育委員会に相談の上、有識者への支援を求める。

(2) 聞き取りとつき合わせ

聞き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに、丁寧に聞く。

- ・該当児童が複数いる場合は、複数の教員が協力して行うことが望ましい。
- ・高学年については、特に異性の教員一人での聞き取りは避け、部屋の扉を開けておく配慮をする。
- ・児童の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強いないように配慮する。
- ・客観的な事実を先入観なしで聞き取り、必ず記録する。
- ・聞き取りに際しては、被害者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・両者の聞き取り内容をつき合わせし、必要に応じて数回の聞き取りをする。

(3) 該当者間の調整

謝罪等の調整を行う。当人同士が納得できることが大切である。いじめられた者は、必ず守り通すことを、いじめた側へは、今後の励ましを込めて厳しさと愛情を含めて調整する。

(4) 保護者連絡

いじめが分かった日に一度は連絡を入れたい。

その為にも、聞き取り等は速やかに行うものとする。

(5) 原因究明

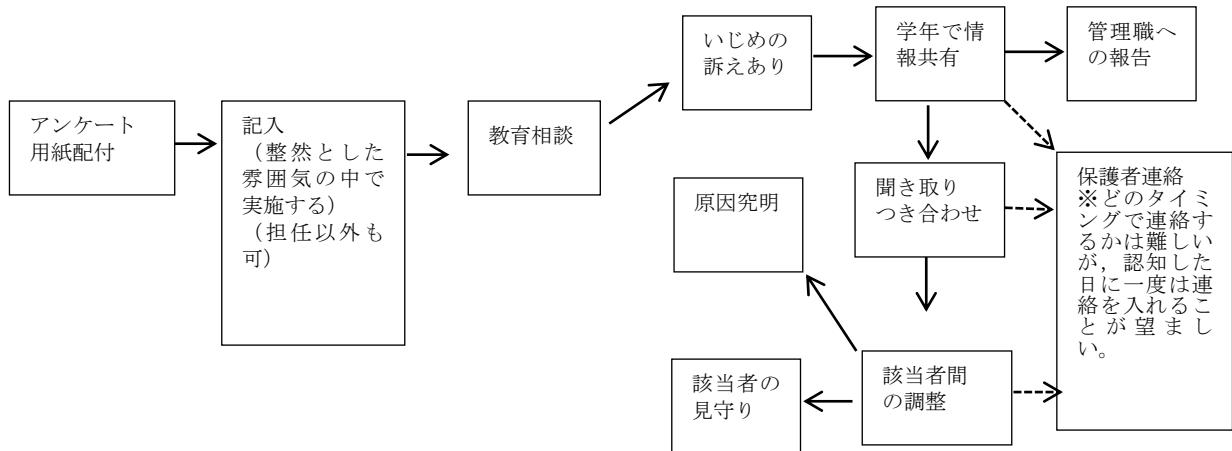
いじめが起きた背景、原因等を分析し、改善に役立てる。

(6) 見守り

いじめが継続していないか、さらに見えない所で行われていないか等、見守りが必要である。また、適宜双方への言葉かけを当面続け、愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。

また、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーとの面談を行えるよう準備し、被害児童の心のケアをしたり、いじめに関わった児童の心身と関係性の修復に努めたりする。

【いじめ発見から対応までの流れ】 《なかよしアンケート（いじめアンケート）》



6. 関係機関等

(1) 教育委員会

毎学期行われている市教委の調査で報告することはもちろんであるが、重大事案については、生徒指導室担当への連絡をするとともに、指導助言を受ける。連絡するか否かは、校長の判断による。

(2) 補導センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、補導センター等へ講師依頼して、先手の指導を欠かさない。

(3) 幼保こ小（中）

小学校入学前の子供同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。小学校での状況は中学校へ引継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

(4) 警察

重大事案発生時等、必要があれば躊躇せず警察に連絡し、応援を仰ぐ。連絡の判断は必ず校長による。

(5) スクールカウンセラー及び教育支援センター

児童個々と直接的に接してくれるスクールカウンセラーや教育支援センターの相談員からの情報提供を受ける。

(6) スクールロイヤー

重大事案発生時、スクールロイヤーの派遣を依頼し、法的側面からの助言を仰ぐ。

7. 保護者・地域

(1) 啓発

児童の規範意識やしつけ等、子どもの教育に対する第一義的責任は、保護者にあることを、学校だより等を通じて、継続的に周知していく。特に携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等、インターネットを通じてのいじめの予防やいじめがあった場合の子どもの変化の特徴等について、保護者講習会、学校からのたより等を通じ

て知らせ、その対応・予防について保護者に協力を依頼する。

8. 重大事態発生時

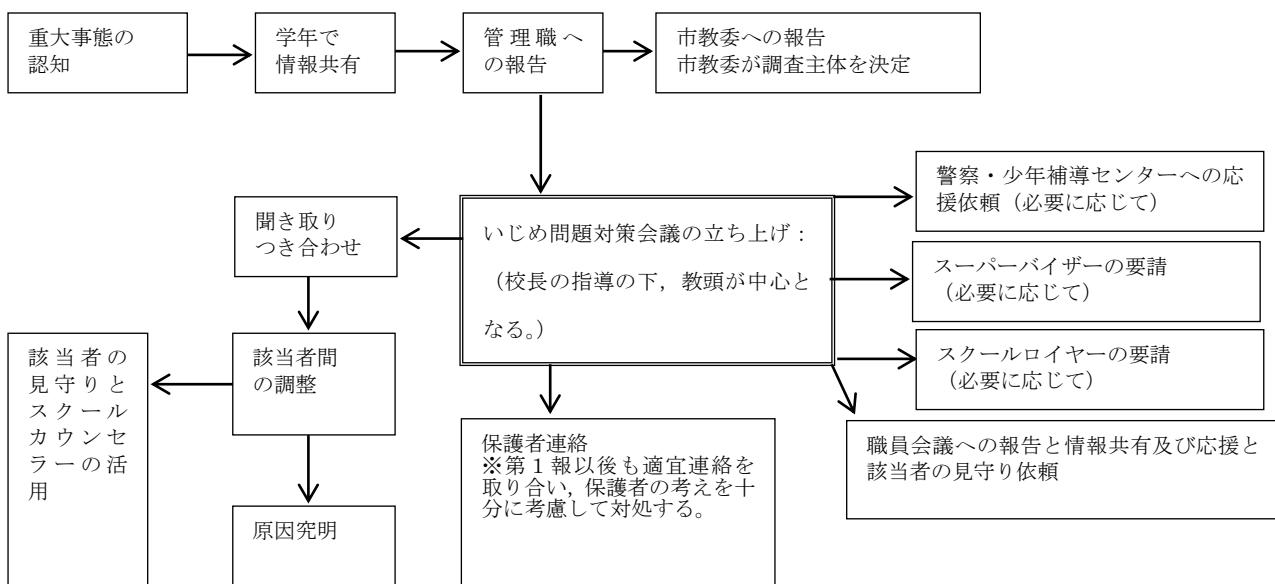
(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 対処

- ①教育委員会児童生徒課に連絡する。（校長の判断による）
 - ・いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い、隠蔽等を行わない。
- ②市教委と相談の上、いじめ問題対策会議を立ち上げる。
- ③スクールカウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請をする。
- ④事実確認のための調査を行い、必要に応じて関係機関と連絡をとる。
- ⑤上記結果を児童及び保護者に情報として提供する。
- ⑥以後、誠意をもって解決にあたる。

【重大事態発生時の対応】



9. 公表、点検、評価等

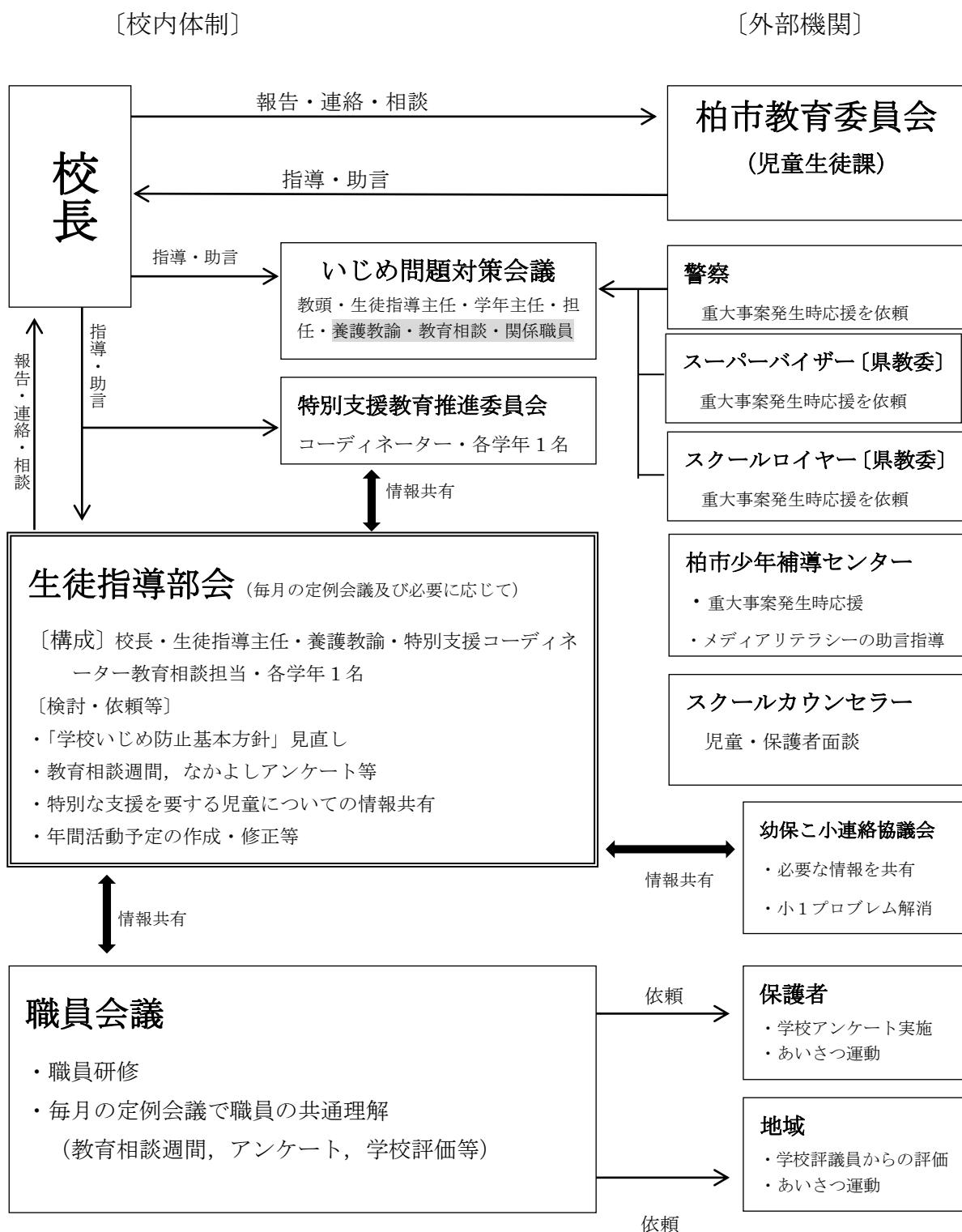
- (1) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導部会、職員会議により改訂を視野に入れた点検、評価をした後、学校ホームページ上に公表するものとする。
- (2) また、学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては、学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。

10. 年間活動計画

別紙2のとおり

【別紙1】

組織図



【別紙2】

年間指導計画

	教育委員会施策	学校行事等	特別活動
4月	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○第1回生徒指導主任連絡協議会 ○柏市学校警察連絡協議会総会 ○柏市学級経営アドバイザーの配置	・職員研修 ・特別な支援を要する児童に関する共通理解 ・保護者教育相談 ・スクールカウンセラー相談日	・学級開き ・生徒指導目標の確認 ・メディアリテラシー指導
5月	○第1回いじめ問題対策連絡協議会	・スクールカウンセラー相談日 ・学校運営協議会	・生徒指導目標の確認
6月	○学級がうまく機能しない状況の調査 ○柏市学校警察連絡協議会第1回 小・中・高等学校情報交換会	・教育相談週間 ・スクールカウンセラー相談日	・生徒指導目標の確認
7月	○1学期いじめの状況調査 ○第2回生徒指導主任連絡協議会	・スクールカウンセラー相談日	・生徒指導目標の確認 ・夏休み事前指導 ・メディアリテラシー指導
8月	○第2回いじめ問題対策連絡協議会	・学校運営協議会（熟議）	
9月		・スクールカウンセラー相談日 ・学校評議委員会 ・個人面談週間	・生徒指導目標の確認
10月	○学級がうまく機能しない状況の調査	・スクールカウンセラー相談日	・生徒指導目標の確認 ・スポーツフェスティバル
11月	○第3回生徒指導主任連絡協議会	・スクールカウンセラー相談日 ・教育相談週間	・生徒指導目標の確認 ・レインボーデイ
12月	○条例に基づくいじめ防止啓発月間 ○2学期いじめの状況調査	・スクールカウンセラー相談日 ・学校評価に関する保護者アンケート及び児童アンケート	・生徒指導目標の確認 ・冬休み事前指導
1月	○第3回いじめ問題対策連絡協議会 ○柏市学校警察連絡協議会第2回 小・中・高等学校情報交換会	・スクールカウンセラー相談日	・生徒指導目標の確認 ・学校評価結果公表
2月	○第4回生徒指導主任連絡協議会	・教育相談週間 ・スクールカウンセラー相談日 ・学校運営協議会 ・学校評価結果公表 ・学校いじめ防止基本方針の見直し	・生徒指導目標の確認
3月	○3学期いじめの状況調査	・スクールカウンセラー相談日	・生徒指導目標の確認 ・学年末、始め事前指導